

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 支払基金「当座口振込通知書」

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（支払基金）

当座口振込通知書 (令和 年 月診療分)

点数表 医療機関コード 健診等機関コード

3 **** **-**-*****

振込日 令和 年 月 日

下記のとおり貴口座へ振り込みましたので通知します。

この通知書は所得税申告の際必要となりますので大切に保管ください。

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬支払内訳

支払区分	名称	件数	日数(回数)	点数	算定額	再審査等調整額	端数額	支払確定額
01	医療保険							
10	感染症結核							
12	生活保護							
15	自立支援(更生)							
18	原爆医療							
21	自立支援(通院)							
23	母子保健							
25	中国残留							
38	肝炎							
42	特例高齢者							
51	特定疾患							
52	小児慢性							
53	措置医療							
80	自治体医療							
合計								

医保 点 医保 点 老人 点 食事・生活 点

本人 円 家族 円 保健 円 療養 円

特定健診・特定保険指導費内訳

出産育児一時金内訳

当初請求 補正・過誤・返戻 支払確定額 算定額 過誤 支払確定額

診療報酬支払確定額 源泉徴収税額 ①診療報酬支払確定額合計 ②特定健診・特定保健指導費支払確定額合計 ③出産育児一時金等支払確定額合計 ④控除額合計 差引振込額(①+②+③-④)

(備考) 1 医保本人・家族・老人保健及び食事・生活療養欄は、算定額(点数)から再審査等調整額(点数)及び相殺額(点数)を調整したものです。
なお、食事・生活療養の上段は医療保険及び老人保健に係る食事・生活基準額、下段は標準負担額を控除した食事・生活支給額です。
2 特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金は、源泉徴収対象外です。
3 支払区分「42」(特例高齢者)は70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示しています。
4 控除額合計の内訳は、同月の電子証明書発行料等領収証書をご確認下さい。

令和6年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

医療機関コード

住所(居所)又は所在地

氏名又は名称

区分 細目 支払金額 源泉徴収税額

歯科 千円 円 19641484 千円 円 1760355

(摘要) 内本人分 ⑦ 602,734 点 5,424,606 円
内家族分 752,831 点 5,269,817 円
内老人保健分 点 円
内入院時食事療養費 円 円 整理番号()

支払者 住所(居所)又は所在地 港区新橋2-1-3
氏名又は名称 社会保険診療報酬支払基金
(電話) 03-3591-7441

表3 国保連合会「診療報酬合計書」

令和7年2月14日 大阪府国民健康保険団体連合会

令和6年分 診療報酬合計書

国民健康保険 診療月 決定点数 過誤点数 決定食事・生活療養費 過誤食事・生活療養費

合計 1月 12月

後期高齢者医療 診療月 決定点数 過誤点数 決定食事・生活療養費 過誤食事・生活療養費

合計 1月 12月

※ 診療報酬年間合計額は、合計欄の決定点数から過誤点数を差し引きし、10倍すると算出されます。
(参考) 介護保険主治医意見書作成料(12か月分合計)(消費税等含む)

件数 意見書作成料合計額 ④「一般の自由診療」に計上する。

表4 令和6年青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

診療科目 歯科 住所

整理番号 氏名 ○○○○

1. 収入金額の内訳

	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額	
				診療報酬当座口振込額	診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬	① 一般社会保険	件 日 ⑦	1,355,565 点		
	生活保護法	月別の公費単独医療分の点数を合計して記入。(公費の併用分は一般社会保険と老人保健の点数に含まれる)	17,325 点		
	精神保健福祉法				
	小計		1,372,890		
	② 国民健康保険法	決定点数-過誤点数	1,419,354 点		
	高齢者医療確保法		913,618 点		
	一般国保分と高齢者医療分を合算する。				
	小計	件 日 ⑧	2,332,972		
③ 介護報酬					
小計					
④ その他					
小計					
⑤ 計(①+②+③+④)		⑨	3,705,862 点	⑩ ⑤'(⑤×10) ⑪ 円 37,058,620	
自由診療の収入等	一般の自由診療	件 日		⑫ 8,549,260 円	
	労働者災害補償保険診療				
	公害健康被害補償診療				
	自動車損害賠償責任保険診療				
	高齢者医療確保法				
	⑬ 計(雑収入は下の欄に書きます。)		⑭		⑮ 8,549,260 円
雑収入				⑯ 1,250,000 円	

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

自由診療実日数(⑮)

(日)

総診療実日数(⑨+⑮)

(日)

×100= ⑰ %

(2) 収入による割合

自由診療収入(⑮)

円 ⑮ 8,549,260

総診療収入(⑩+⑮+⑮)

円 ⑮'+⑮ 45,607,880

×100× 75 % = ⑱ 14.06 %

調整率 歯科:75%

介護報酬がある場合は、合計書の「①介護報酬額」の「介護サービス費等」の合計金額を加える。

小数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入

歯科用貴金属片の売却収入や介護保険の認定調査委託料(消費税含む)、オンライン資格確認関係補助金、医療機関(事業者)向け物価高騰対策支援金(補助金)等の合計金額を記入

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、⑩+⑮+⑮の合計額で行うことになります。